

# 下関市

## 生ごみ堆肥化容器購入費補助金

### 申請の手引き

(令和6年4月更新版)

#### 下関市環境部クリーン推進課

生ごみ堆肥化容器購入費補助金について	2
交付までの流れ	3
生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書	5
領収書	6
生ごみ堆肥化容器購入費補助金請求書	7
生ごみ堆肥化容器使用不能申出書	8
下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱	9

## 生ごみ堆肥化容器購入費補助金について

市内の家庭から排出される生ごみの減量化と再資源化を促進することを目的に、生ごみ堆肥化容器を購入した一般家庭に対して「生ごみ堆肥化容器購入費補助金」を交付しています。

### 1. 申請対象者

下関市内に住所を有し、かつ、居住しており、生ごみ堆肥化容器を購入してこれを市内に設置した後、適正な維持管理ができる方

### 2. 助成金額

#### ①土地埋込式及び微生物式

容器1基につき購入費の2分の1に相当する額（限度額は3,000円）

※微生物の購入金額は、対象にはなりません。

#### ②電気式

容器1基につき購入費の2分の1に相当する額（限度額は20,000円）

①土地埋込式及び微生物式	
購入費の2分の1（限度額は3,000円）	
6,000円以下の容器	購入費の2分の1
6,000円を超える容器	限度額の3,000円
②電気式	
購入費の2分の1（限度額は20,000円）	
40,000円以下の容器	購入費の2分の1
40,000円を超える容器	限度額の20,000円

※1世帯につき2基まで申請できますが、電気式については1基までです。

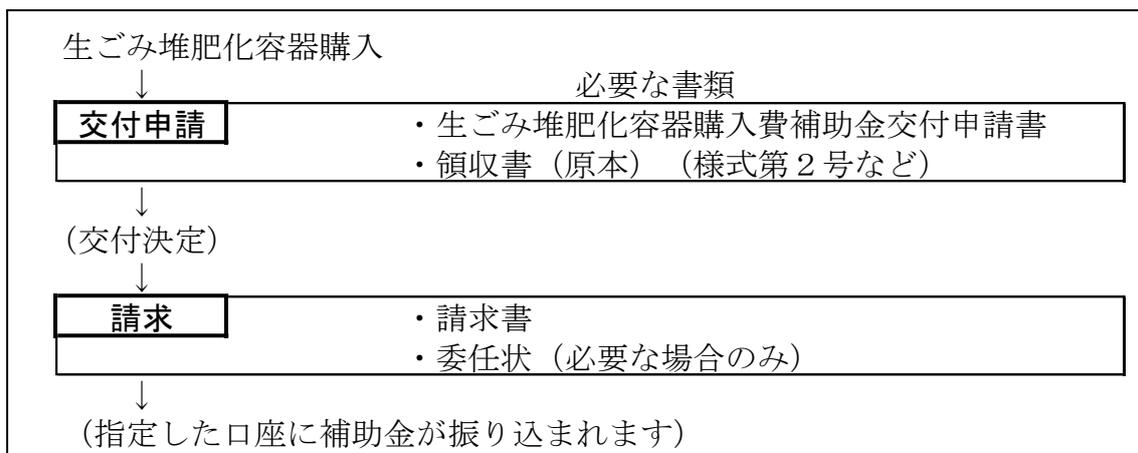
※生ごみ堆肥化容器が壊れてしまった場合、上記の範囲内であれば、生ごみ堆肥化容器使用不能申出書（様式第2号の2<8ページ>）を提出することで、新たに補助金を受けることができます。

### 3. 補助金の支払時期

毎月末を申請の締め切りとし、翌月下旬に指定された口座に振り込みます。

※補助金の支払時期は購入した月ではなく、書類を提出（クリーン推進課到着）した月で決まりますので、ご注意ください。

## 補助金交付までの流れ



### ●生ごみ堆肥化容器購入

生ごみ堆肥化容器の販売店で領収書（様式第2号<6ページ>または、これに代わる書類）を発行してもらいます。

※様式第2号を使用しない場合の領収書は、特に購入者氏名（必ず名前まで記入をお願いします）を忘れないようにお願いいたします。また、レシートのみでの申請は、できません。

※販売店発行の領収書に㉞作成者・会社名、㉟取引年月日、㊱取引内容、㊲税率ごとの合計金額、㊳領収書の宛名があれば、押印が無くても有効です。

※電子商標取引（ネット通販）で領収証をダウンロードする場合や、商品に同梱された領収書も上記㉞～㊳の記載があれば、押印が無くても有効です。

### ●補助金交付に必要な書類

①生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書（様式第1号）

- ・ 領収書の購入者氏名（宛名）と同じ方が申請者になります。（5ページ）
- ・ 補助金交付申請額は2ページの「2. 助成金額」を参考に算出してください。
- ・ 容器購入費用は領収書と同じ金額（消費税込み）を記入してください。（送料、ポイント使用による割引額を控除した額）
- ・ 申請できるのは、購入日から1年以内です。

②領収書（様式第2号<6ページ>または、これに代わる書類）（原本）

③請求書（様式第5号）（交付決定後）

- ・ 申請書の補助金交付申請額を請求額記入欄に記入してください。（7ページ）

※請求金額は、訂正印での訂正はできませんので、誤った場合は書き直しをお願いいたします。

※口座名義人が申請者と違う方の場合、委任状（様式任意）の提出が必要です。

●その他

- ①予算の範囲内で補助金を交付します。予算上限に達した場合は受付終了となりますので、市ホームページでお知らせいたします。
- ②消えないボールペンで記入してください。消せるペン（フリクションペン等）は使用できません。
- ③訂正するときは修正ペンや修正テープは使用せず、必ず氏名横の印と同じ印鑑で訂正印を押して訂正してください。
- ④補助対象になるかわからない場合は、クリーン推進課までお問い合わせください。
- ⑤補助金交付者に対してアンケートを行うことがありますので、ご協力ください。

年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

領収書の購入者氏名と同じ方になります

申請者

〒

住 所 下関市 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑨

(電話 局 番)

## 生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書

下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

小数点以下がある場合は、切り捨て、記入してください

記

補助金交付申請額	金 円也
メーカー・型番 容器の名称・容量	
容器購入費用	円 ( 基分)
設 置 場 所	

注) 領 容器を設置した住所、または地番を記入してください。あわせて(畑)、(庭)、(キッチン)、(ベランダ)等設置場所を記入してください。

購入者氏名	販売日
購入金額	販売店の店名
購入基数	
上記の記載があれば、違う様式の領収書でもかまいません	

## 領 収 書

必ず名前まで記入をお願いいたします

\_\_\_\_\_様

消費税込みの金額を記入してもらってください

金 \_\_\_\_\_ 円也

これは、生ごみ堆肥化( 基)購入代金として。

購入日を記入してもらってください

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

店舗のゴム印で可(代表者印等がないものも有効)

(販売店)  
住 所

Ⓜ

店 名

(電話 局 番)



様式第2号の2

年 月 日

(宛先) 下 関 市 長

補助金を受けた方(または相続人)の  
氏名になります

申請者

〒

住 所 下関市

氏 名

印

(電話 局 番)

## 生ごみ堆肥化容器使用不能申出書

下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱第6条第2項第2号の規定により、下記のとおり生ごみ堆肥化容器が使用できなくなったことを申し出ます。

記

使用不能容器のメーカー、 型番、名称、容量	
使用を開始した時期	
使用不能となった時期	
使用不能事由	例) 電源が入らなくなったため 攪拌できなくなったため

「〇〇年〇月」等記入  
してください

注) 使用不能事由は、具体的に記入してください。

## 下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化推進の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（以下「容器」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内で生ごみ堆肥化容器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「容器」とは、次に掲げるものをいう。

(1) A型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、土地を必要とする処理容器又は微生物の使用により、土地を必要としない簡易なもの

(2) B型処理容器 生ごみの堆肥化に際して、電気式等で生ごみを攪拌するなどし、機械的に生ごみの自然発酵等を促進するもの

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2) 容器を購入し、これを市内に設置していること。

(3) 容器を生ごみの減量化及び堆肥化のために適正に維持管理することができること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、容器1基につき購入費の2分の1に相当する額とし、A型処理容器については3,000円、B型処理容器については20,000円を限度額とする。この場合において1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象基数の上限等)

第5条 補助金の交付対象とする容器の数は、1世帯につき2基までとする。ただし、B型処理容器については、1基を限度とする。

2 補助金を受けた容器が破損等により使用できなくなり、新たに容

器を購入する場合は、前項の範囲内で補助の交付対象とすることができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、容器の購入の日から起算して1年以内に生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第2条に規定する容器の購入に係る領収書(様式第2号)又はこれに代わる書類

(2) 第5条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化容器使用不能申出書(様式第2号の2)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を生ごみ堆肥化容器購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、書面により当該補助金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定及び額の確定はなかったものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付

を受けようとするときには、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求額を交付するものとする。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けようとし、又は受けた者があるときは、その決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は受けた者に対して、当該事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

（容器の譲渡等の禁止）

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該容器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正前の下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

（要綱の失効）

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、

令和 7 年度以前の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 3 月 3 1 日から施行する。